



八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画子安町二丁目地区地区計画を次のように決定する。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 名 称                | 子安町二丁目地区地区計画  |
| 位 置 ※              | 八王子市子安町二丁目及び北野町各地内  |
| 面 積 ※              | 約 1.0ha   |
| 地区計画の目標            | 本地区は、開発行為により基盤整備が進められ、今後、住宅建設が予定されている地区である。<br>そこで、無秩序な市街化を抑制するとともに、緑豊かなゆとりある住環境の形成と維持・保全を図ることを目標とする。                           |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針<br>建築物の用途の制限並びに一定敷地規模及び隣棟間隔の確保等により、低層戸建住宅を主体とした良好な住環境の形成を図るとともに、緑とゆとりのある市街地を創出する。                                       |
|                    | 建築物等の整備の方針<br>戸建住宅主体の良好な住環境の形成と維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。<br>また、緑のある街並みの形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。 |

|        |                |   |
|--------|----------------|---|
| 地区整備計画 | 建築物等の用途の制限 ※   | 次に掲げる建築物は建築してはならない。<br>1 住宅のうち3戸以上の長屋<br>2 共同住宅<br>3 寄宿舍又は下宿  |
|        | 建築物の敷地面積の最低限度  | 135㎡  |
|        | 壁面の位置の制限       | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.5m以上としなければならない。ただし、この距離に満たない位置にある建築物又は建築物の部分を物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるものは、この限りでない。                          |
|        | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、周囲の環境と調和したものとする。<br>2 屋上及び屋外設置物並びに工作物は、地上や他の建築物からの景観に配慮する。<br>3 敷地の地盤面の高さは、地区計画決定時の高さとし、これを変更してはならない。ただし、整地、造園等のために必要な最低限度の変更は、この限りでない。 |
|        | 垣又はさくの構造の制限    | 生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、門柱又はフェンスの基礎となる高さ0.4m以下のコンクリートブロック若しくは石積等は、この限りでない。   |

「区域については、計画図表示のとおり」

※は知事同意事項

〔理由〕 良好な住環境の形成と維持・保全を図るため地区計画を決定する。